別表七の二付表一

令三・四・一以後終了連結事業年度分

連結欠損金当期控除額及び連結欠損金個別帰属額の計算に関する明細書

連結事業年度	・・ ・・	法人名	

連結欠損金当期控除額の計算

控除前連結所得金額（別表四の二「46の①」）	1	円	連結所得金額控除限度額 (1) × 50又は100 / 100	2	円

発生連結事業年度	控除未済連結欠損金額（別表七の二「	特定連結欠損金当期控除額の計算 (3)のうち特定連結欠損金	当期控除額	非特定連結欠損金当期控除額の計算 (3)のうち非特定連結欠損金	当期控除額	連結欠損金
	3					
・・						
・・						
・・						
・・						
・・						
・・						
・・						
・・						
・・						
・・						

【No.29】２欄の金額は、連結欠損金控除前の連結所得金額の 50/100 相当額となっていますか。ただし、次に掲げる連結事業年度を除きます。

① 連結親法人が、当連結事業年度終了の時における資本金の額又は出資金の額が１億円以下で一又は完全支配関係のある複数の大法人（資本金の額又は出資金の額が５億円以上の法人等）に発行済株式等の全部を保有されていない場合の連結事業年度（法法第 81 条の９第８項第１号該当）

② 連結親法人の更生手続開始の決定の日等からその更生計画認可の決定の日等以後７年を経過する日までの期間内の日の属する連結事業年度（株式が上場された等の事由が生じた日以後に終了する連結事業年度を除きます。）（同項第２号該当）

③ 連結親法人の設立の日から同日以後７年を経過する日までの期間内の日の属する連結事業年度（株式が上場された等の事由が生じた日以後に終了する連結事業年度を除きます。）（同項第３号該当）

連

連結法人						
発生連結事業年度	控除未済連結欠損金個別帰属額（前期の(20)又は(28)）又は別表七の二付表二「21」	個別帰属額（前期の(14)）又は別表七の二付表二「21の内書」	表四の二付表「46の①」－当該発生連結事業年度前の(19)の合計額）のうち少ない金額	控除額の合計額 各連結法人の(11)の合計額	個別帰属額 (5) × (11)/(12)	翌期繰越額 (10) － (13)
	9	10	11	12	13	14
・・	円	円	円	円	円	
・・						
・・						
・・						
・・						
・・						
・・						
・・						
・・						
・・						
・・						
計						

【No.４】前連結事業年度からの繰越額は、前連結事業年度の申告書の金額と一致していますか。

【No.３】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

非特定連結欠損金個別帰属額の計算

発生連結事業年度	(9)のうち非特定連結欠損金に係る控除未済額の個別帰属額 (9)－(10)	各連結法人の非特定連結欠損金に係る控除未済額の個別帰属額の合計額 各連結法人の(15)の合計額	非特定連結欠損金の当期控除額の個別帰属額 (7) × (15)/(16)	非特定連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額 (15)－(17)	連結欠損金当期控除額の個別帰属額 (13)＋(17)	連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額 (14)＋(18)
	15	16	17	18	19	20
・・	円	円	円	円	円	円
・・						
・・						
・・						
・・						
・・						
・・						
・・						
・・						
・・						
・・						
計						

連結欠損金当期発生額に係る個別帰属額の計算

連結欠損金額（別表四の二「55の①」）	21	円	繰戻し還付 連結欠損金の繰戻し額（別表七の二「３の当期分」）	25	円
個別欠損金額（別表四の二付表「55の①」）	22		各連結法人の連結欠損金当期発生額に係る個別帰属額の合計額（各連結法人の(24)の合計額）	26	
各連結法人の個別欠損金額の合計額（各連結法人の(22)の合計額）	23		連結欠損金の繰戻し額の個別帰属額 (25) × (24)/(26)	27	
連結欠損金当期発生額に係る個別帰属額 (21) × (22)/(23)	24		連結欠損金当期発生額に係る個別帰属額の翌期繰越額 (24)－(27)	28	